

第二十四回国会 参議院運輸委員会會議録第十六号

昭和三十一年四月十三日(金曜日)午後一時五十二分開会

委員の異動

四月十二日委員木島虎藏君、川村松助君、大和与一君及び森田義衛君辞任につき、その補欠として遠藤柳作君、長島銀藏君、竹中勝男君及び高良とみ君を議長において指名した。  
本日委員仁田竹一君、三浦義男君、長島銀藏君及び遠藤柳作君辞任につき、その補欠として青木一男君、石坂豊一君、川村松助君及び木島虎藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君  
理事 岡田 信次君  
早川 慎一君

委員 有馬 英二君  
石坂 豊一君  
川村 松助君  
木島 虎藏君  
三木 與吉郎君  
大倉 精一君  
小酒 井義男君

國務大臣 吉野 信次君  
運輸大臣 山口 喜雄君  
警察庁警備部長 天竺 良吉君  
運輸省自 山内 公猷君  
動車局長 山内 公猷君  
事務局長 山内 公猷君

常任委員 古谷 善亮君  
会専門員 古谷 善亮君

本日の會議に付した案件  
○運輸事情等に関する調査の件  
(地方税法の一部を改正する法律案に關する件)

○道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○倉庫業法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(左藤義詮君) 運輸委員会を開会いたします。

まず、委員の変更を御報告申し上げます。四月十二日付大和与一君辞任、竹中勝男君補欠、木島虎藏君辞任、遠藤柳作君補欠、川村松助君辞任、長島銀藏君補欠、森田義衛君辞任、高良とみ君補欠、四月十三日付仁田竹一君辞任、青木一男君補欠、三浦義雄君辞任、石坂豊一君補欠、長島銀藏君辞任、川村松助君補欠、遠藤柳作君辞任、木島虎藏君補欠選任せられました。

○委員長(左藤義詮君) まず、運輸事情等に関する調査を議題といたします。過日、地方税法の一部を改正する法律案について、当委員会と重要な関係があり、地方行政委員会と連合審査会を開いたものでありますが、本件の取扱についていかが取り計らいましょうか。

○早川慎一君 過日の連合審査会におきまして、当委員会からいろいろ意見を、質疑応答を繰り返したのでありますが、この際運輸委員会として、本案の本付託になっている地方行政委員会の方に申し入れをしたらどうかと存じます。そのことをお諮りを願います。

○委員長(左藤義詮君) だいたい早川君より、当委員会の決議として、地方税法の一部を改正する法律案に対する意見を地方行政委員会に申し入れるとのことではありますが、御異議ございませんか。

○委員(左藤義詮君) 御異議ないと認めます。

○早川慎一君 そこで一応私から申し入れの案文につきまして朗読いたします。昭和三十一年四月十三日

参議院運輸委員会 左藤 義詮

参議院地方松岡平市政

行政委員長 松岡平市政

地方税法の一部を改正する法律案について

目下貴委員会において審議中の地方税法の一部を改正する法律案につき左の点に關し特段の措置を講ぜられんことを要する。

一、今回政府は主として軽油自動車の使用を課税対象とする軽油引取税の創設を予定しているが、非課税範囲との関係上税の徴収について混乱を生じる惧があり、また国民生活に重大な影響を持つ自動車運送事業、並びに輸出産業として発達の上にあるディーゼル自動車工業に不安を与え、その発展を阻止する惧のある点に堪がみ、かかる税種の設定に關しては再考せられ度く若しやむを得ずこの税を

創設する場合には税率を大幅に引き下げることを。

二、私鉄に対する事業税は、外形標準課税となつてゐるが、私鉄経営の現状、その公共的性格及び担税能力を考慮し併せて同種事業であるバス事業との均衡をはかるため速かに所得課税に改むること。

以上の通りであります。

○委員長(左藤義詮君) ただいま早川委員御提案の通り、地方行政委員会に申し入れることに御異議ございませんか。

○委員(左藤義詮君) だいたいまの申し入れを地方行政委員会にいたすことに決定いたします。

○委員長(左藤義詮君) 次に、道路運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のお方は御発言を願います。速記とめて。

○委員長(左藤義詮君) 速記始めて。

○國務大臣(吉野信次君) 前回早川さんから、道路運送法の一部を改正する法律案につきまして、もぐり営業ですか、その取締りの徹底を期する上において、従来自家用の方は届出主義になつておつたやつを認証制度にしたかどうかという御意見が出まして、私も初めてなものでございまして、認証制度という意味がどういうことであらうか了解が得にくかつたものですから、よく取り調べた上でということをお願いいたします。

この認証制度というものは終戦後にちよいちよい行政法上にもあるようございましてけれども、この觀念が單純な届出に近い場合と、それから免許に近いような場合と、両方の用例がありまして、幅が広いように思うのです。

そこで今自家用というものがそのもぐり云々の弊害はございましてけれども、一般には届出だけで使つていいというところになつておるわけです。それをもし認証制度というものをしますと、届出だけじゃ使つちやいけないので、やはり幾ら形式的とはいへ、認証という制度を設けませんかといふと、自家用は使えない。これは立法の仕方にもよりますけれども、そういうところまで行きますといふと、まあ少し大きい会社などがとにかく自由にトラックや何か持つておるのを、一々すぐにやるとはいないが、そういう形式にひつかつて、お墨付をいただくなければ使えないというところまで行つちやどうかというところについて、多少の踏み切りがつきにくい点が、率直に申し上げまして、ございします。しかしこれは立法のやり方にもよります。それからまた、何といつてもそういう制度をしきまことが、もぐりといふものを取り締まる上には一番有効的確な方法だらうといふことは、早川さんの指示された通り、私も同感でございしますから、それでこの際はこの方法にしたいと思ひまして、近き将

来の立法の場合に一ぺんそういつたような制度も考えてみたい。今度はとにかく有償というのをはずして、とにかくそのもぐりの方の取締りはある程度まではできるわけでございしますから、これをやってみても、やはり早川さんの御心配のように、それでは非常に弊害の多いというときには、やはりお話のような制度のところまで行くのが一番的確じゃないか、こう考えまして、とくとその点については考慮をいたしたいと思ひますけれども、ただこの際、この改正のときには若干、踏み切りがつかないという点があるという点だけ申し上げておきます。

○早川 一君 大臣の御答弁によつてよく意味は了解できたのであります。が、立法の方法はかんによつては必ずしも認証制度というものが非常にむずかしいものではないかという点をおつしやうたように、了解したのであります。そこでこのあれわれの考へてゐる認証というものは、現に届出制というものがあつて、とにかく届出出てやる事柄を認証に変へますけれども、これは同時に、現在すでに届出出て自家用として使用してゐる人を規制しようとしなくて、これはもう当然新しい認証を受けたいものと見なす、こういうふうな立法措置にしたら、現実には現在の人には迷惑がからぬのじゃないか。それからまた今後認証を受ける場合には、これは申し出があつた場合は必ず認証をするというところにしたかどうか。つまり認証しなかつたり、自由裁量というものが、つまり法律に申し出があつたならば必ず認証をするという規定を

置いたら、いわゆる大臣の善良なる自家用を使おうという人に迷惑をかけるというところはあまりないんじゃないかという私どもは見解を持つてゐます。

それからいわゆるもぐり営業行為というものが現実に自家用車の中に相当するといふ点については、これは大臣も今お認めになつておるようでありますが、もし現在の行政官庁の方が十分なる手があれば、おそろくもぐり自動車行為、――もぐりのいわゆる営業類似行為をしてゐるものが非常にたくさんあるのじゃないか。私どもの方で知りましたいいわゆる運輸省の発表されたこれは、街頭検査とか臨検検査とか、ごくわずかな調査によつてもその件数は驚くべき数字になつておるようでありまして、そういうような検査であつて、相違のいろいろある結果を見まして、相違のいろいろある営業行為というものが善良なる営業者の輸送秩序を乱してゐるという現実の姿は、十分お認めになつておるのだらうと思ひます。そこでそういうような現実から、私どもはこの認証というものをしきまして初めて営業類似行為がチェックされて、いわゆるもぐり取締りが、善良なる営業者を保護することができるとは、いかうか、こういうたゞいまの御答弁によつて結論を得るわけでありませんが、認証の方式等についての御意見は、ただいま私の申し上げたことについてのお考へはいかがなものでしょうか。

○國務大臣(吉野信次君) その経過規定の点は、お話の通りで一向差しつかえないわけではございません。それから新しい場合にも認証というものは、これはお話の通りでありまして、何と申し

ますか、形式的審査であつて、もう必ず来たものは許さなければならぬのですから、これも問題ないと思ひます。ただ、私の若干踏み切れないと申し上げましたのは、たゞ形式的にせよ、認証という新しい制度をしきますというところ、会社等が自家用のトラックを置くといふときに、その形式的にも手続を踏むまでに使つていいかどうかという問題がございします。その点が、その手続を踏むまでは、使つていいのだといふことになりまして、実質的に免許に近いものになる。いわゆる免許のごとき自由裁量の余地はございせんけれども、そこにごうかといふ点が若干の踏み切りにくい点でございまして、少くとも今度は「有償」という字をとつただけでも、取締りについては私は相當の効果があるものだらうと思ひますから、私の率直な感じを申せば、とにかくあれでも若干法律を施行して取締りをいたしてみまして、なおそれで弊害があるのだといふことになりまして、善意の業者には多少不便がございしますけれどもやはり認証という制度にひつかけて、今いてどうなりましてと申しますと、今の現行法の罰則以外に、今度は有償をはずしますから現実にはできなくなつてしまふ。こうなれば一番徹底した方法になるのです。ただそこまでのところ

がどうか、こういうところにも多少若干考慮の余地がありはせぬか、こういうのが私の率直な感じでございます。

○早川 一君 もう一つお尋ねしたいと思ひますが、これは過日も当局から御答弁があつた問題であります。現在トラックを使用するのは、従来やがましい何か免許基準というふうなものがあつたのを、免許制度を大幅に緩和せられて、二十七年の四月から昭和三十年の九月までに二千四百八十業者が八千五百一に、つまり六千十業者、約三倍増加してゐる。そういうよりなことで、現在も一両ない五両お持ちの業者が全事業者の五六%に當つておるというふうな数字が出てゐることを承知いたしましたのであります。が、こういうふうないわゆる自家用車も事業者へ転換する道が現実にあるのかかわらず、なお依然としてもぐり営業行為が絶えないといふことは、結局事業者になるという行政官庁の監督を受ける、あるいは所得税や事業税の徴税の対象になる、こういうふうな点からいふと安易なもぐり営業を営むようになっておるのではないかと想像できるのであります。こういう点からいふと、せつと何かの手段を置かなければ、とせつと自家用車を正当な免許業者と區別して、なおかつ非常

○政府委員（山口喜雄君） これは自動車を運転する運転手につきましては、

警察といたしましては絶えずそういう面の御注意を申し上げておるのであります。また事故が、ただいまお話しのように、労務管理に基因すると思われるような場合につきましては、これはやはり労働省の方が主管としておやりになるのでありますが、警察といたしましてでも大きな関心を持っておりますので、事業の経営者に対していろいろと御注意申し上げることもございます。またそのような状況でございます。

○有馬英二君　そこでいろいろ車体検査というよりなことが定期的に行われておるようですが、人間のからだについて、あるいは精神の状態というように

なものについて、定期的な検査という  
ようなことが行われておるかどうかと  
いうことを伺いたい。

○政府委員（山口喜雄君） これは自動

車の運転免許をとります際、あるいは免許の切りかえの際に主として行い、常時は、これはときどき一斉の取締りであるときまで目に触れたときを並べ、

まして、取り締つておるという程度でございます。

○有馬英二君 私どももときどき、警

あるいは取締り上、酒を飲んでおるかどうかということについて、たとえば運転手の息がどんなにおいがするか、

酒のにおいがするかというように、  
なことを調べられておるということを  
聞いておるのですが、ただ酒のにおい  
がするかというようになことだけ

でなしに、この運転手は果して正常な運転ができるかどうか、つまりこの運転手にたよれば危険がないというより

転手そのものの身体状態、ことに精神状態、特に神経の非常なこまかい煩悶というよりなことをちつとも考えないで、うつつちらかしておくといいよう

なことは、これからは許されないのじゃないかというようなことを私は感ずるわけです。そういう点において少しも取締りが行われていないというところで、非常なこれはこの面から考えると、ただ車両の検査をするというだけで、果してそれでいいかどうか。車といたうものはその運転手の運転によってどうでもなることで、車そのものに故

障があればもう初めから車を出さぬわけでしょうから、そういうようなことから考えますと、だんだん交通がひんぱんになって、自動車の数がふえる

に従つて、道路が拡張されていく、あるいは整備されていくということは、これは道路法によつてだんだんいくと  
 思いますが、運転手の伏態について少

しも取り締らぬというよりなことは、これは私は片手落ちじゃないかと思うのです。その点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(山口喜雄君) 運転者の状況について取締りを少しもしていないというわけではないのでございます

が、先ほど申しましたように、私どもとして主として現在考え、また実行いたしておりますのは、酔っぱらって運転をするという問題と、もう一つ

は、やはり何といひまでも、これはもう直接警察側からあまり立ち入って申し上げるのもどうかと思いますが、やはりこの労務管理上から来る、疲労と

いう問題から来る事故のこととございます。この二点が、主として現在私どもとしまして、いろいろとまあ問題と

---

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

100

100

100

---

100

1

\_\_\_\_\_

点から、そういう点までも管理者が深く注意をいたすよう、そうしてまた管理上そういうような方面を特に注意をされるというようなことについて、私は特に要望を申し上げておきたい、こう思うのです。

○大倉精一君 関連して、この際お伺いしておきたいのですが、例の運転手の違法行為に対する措置なんですが、御承知のように、二重処分をやられる、行政処分と司法処分。これによって運転手諸君が非常に困っている状態なんです。警察当局においてこの二重処分に対する指導方針といえますか、どういふ方針を持ってされているか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(山口喜雄君) これは御承知のように、事故等が起りましたときに、行政処分をいたしますのは、将来そういう事故が再び起らないようにするという見地から主として行い、処罰の方は別な意味から行われております。私どもとしましては、これは二重に処分を受けられる運転手の立場もよくわかりますが、しかし一方におきまして今日の交通状況から見まして、事故を防止するために必要な行政上の処置というものをどうしてもとらざるを得ない。従つて、私どもとしましては、ただ運転の免許を取り消すとか、あるいは免許の一時停止をするとか、ことなして、むしろ、なぜ事故を起したかという見地から、事故を起す運転手の人に講習を受けてもらう。法規上のいろいろな守らなければならぬ事項、たとえば大きな道筋に出るときに一時ストップするといふ点についても、ルーズになっている点もありまして、その他いろいろな技術の点もあり

ましようし、そういう行政処分の中にも、そういう講習を受けて事故を起さないようにしてもらうという方向にも努力をいたしておるのであります。二重処分、これも受ける側からお考へになれば、まことに困りの点もあるかと思ひます。しかしこういふ事故を防止するといふ見地から見ますと、さればといひまして、これを直ちに取りやめましますといふことは、私は申し上げかねると思ひます。

○大倉精一君 御趣旨はよくわかるのですが、私はこの実情をいろいろ仄聞するところによりまして、たとえばスピード違反で金をとられるという場合でも、その警察官の心境によつて千円になったり千五百円になったりといふ、まあまちに金をとられるというやうに聞いておりますが、それは一定の基準があるのでございませうか。

○政府委員(山口喜雄君) これは御承知のように、警察官がそういうことをいたす権限はない。これはやはり裁判の手続を経て行い、従つて、警察官の心境によつてということとは、私はないと思ひます。

○大倉精一君 これはやはり警察官からのその違反の事実の申告といひますか、何といひますか、そういうことをやつて、そして罰金をとられると思ひますが、事実二千円とられたり、千五百円とられたりする連中が多いのです。それはどういふわけですか。たとえば交通、スピード違反で重い軽いといふことはないと思ひますが、そういううちまちまちの罰金のとり方といふものは事実あると私は思ひますが、それは……。

○政府委員(山口喜雄君) それはやはり交通違反をしましたときの状況ですね、その場所の状況、スピード制限のこの趣旨からいひまして、非常に情状の悪い場合もありましようし、そうでない場合もある。またその本人の過去における交通違反の経歴というののも変ですが、いろいろな事例を調べてみまして、これはやはり同じ違反でも私は処分の違ひはあり得る。これはやはり御承知のように、現在では都市では簡易手続によりましてやつております。必ず裁判官が直接尋問いたしまして、そしてやつておる。書類によつて、その手続よりも、直接尋問によつて、即日問題を片づけるというやうな方法で、大きな都市では現在やつております。

○大倉精一君 同じ交通違反でも、情状によつてはいろいろな段階なり差があり得るという、こういう御答弁なんです。私はその点は非常に重大だと思ひます。これはやはり取り締まる方が取り締まる方として、先ほども有馬さんがおっしゃつたやうに、交通違反を起した原因、理由、あるいは交通事故を起すところの原因、理由といふものを、やはり個々の事犯についてお調べになる必要があるのではないかと。これはたとえばハイヤー、タクシーの場合におきまして、二重処分をやられる。それがまた一つの原因になつて、スピード違反をやる、無理な運転をする。そういう悪循環が出てきております。つまり具体的に申しますと、いわゆる期末手当をもらつても、あるいは年末手当をもらつても、交通違反の罰金のためにそれが全部充たされてしま

う。それを取り返すために、また無理な運転をしなければならぬ。あるいは会社によつては、一日三百キロ走つて、四百キロ走つて、こいといふノルマがある。そうすると、それを走らなければ、そして責任額を水揚げしなければ、自分の収入は非常に少いといふことになる。従つて、一日三百キロ、四百キロといふことになる。当然スピード違反になる。会社ではそういう場合、規則を守つてやつておる運転手はこれは優良運転手ですが、警察の方からいへば不良運転手になる。そういうやうなことをお調べになつて、そしてこの二重処分の適用を適正におやりにならぬといふと、かえつてそれが私は無理な運転をし、事故を起す、こういう悪循環になつてくると思ひます。そういう点についての御見解はどうでしやう。

○政府委員(山口喜雄君) 確かに御見解のやうな点もあると思ひますが、私どもといたしましては、むしろそういう労働管理について非常に無理があれはそれを改善していく方に努力していただく方が、まず第一にやつていただきたいことだと私は思ひます。

○大倉精一君 そこで、それが非常に必要なことだと思ひますが、こういう問題を運輸省に聞けば、労働省の問題だ、警察に聞けば、それは警察の問題だ、こういうことになつておるのであるが、あなたが交通の取締りをされるということは、やはり事故を防止する、交通の安全という見地からおやりになる。そうなれば、これはやはり労働管理に欠陥があるといふことになれば、運輸省とも協力をして、労働省にも働きかけて、積極的にそれを直すよ

うな努力をされなければならぬと思ひます。経営者に対しては所要の警告を与え、あるいは改善させるべきは改善させる。この努力をされなければ、これはおれの方は、自動車を取り締つておればいいのだといふことでは、私は交通の安全あるいは事故の予防という目的は達成できないと思ひますが、こういうやうな点についてはどうでしやう。

○政府委員(山口喜雄君) お話の御指摘のように、われわれとしましては、労働省あるいは運輸省の方に絶えず御連絡を申し上げまして、そういうものも労働管理上の欠陥から来る事故といふものが非常に多く発生しておるならば、一つ改善していただきたい。直接まあ労働省が労働基準法その他の見地から所管しておられると思ひますが、また運輸省も事業の監督という面から所管をしております。われわれの方では、これは自動車の運転の方から、事故防止という見地から取締りをする。事業の経営者自体に対して私どもがいろいろなことをする法律上の権限はない。これは運輸省が持つております。従つて、それぞれの所管に應じまして交通事故防止のために力を合せて努力をしてやつていきたい、こういう見地から、われわれは絶えずまあお話を申し上げております。

○大倉精一君 それはまあ今度十分やつてもらつてしまして、さらにいわゆる警察の方で交通の取締りをやるというそのやり方ですな、やり方について私はちょっと疑問な点を得ないといふところなんです。最近の例を見ますといふと、いわゆる白バイといひますか、あれが隠れるやうに沿つて、そ

してスピード違反をすると、それ見つけたというような格好で、つつ走って、こらッと言つてやつてしまふ。そういうことで、また一件あげた、これでまた一件あげた、合計何件になつたというところで、いろいろそういうまあ点数稼ごと言つちや語弊があるかもしれないけれども、そういうようなことが間々見受けられる。

これはいつかのどこの委員会で宮城タマヨさんでありましたか、発言をしておられますところの議事録を私読んでみたところがあるのですが、昔、日比谷公園の交差点で非常にきびしいおまわりさんがおつた。もちろん、おいこら当時ですから、おいこらで非常にきびしい取締りをやつておつた。ところが、このおまわりさんは一ぺんも処罰をしたこともない、罰金をとつたこともないが、運転手さんはここに來るという、そのおまわりさんがおられるので、自然に交通秩序を守り法規を守つて、そこでは何ら事故が起つていない、違反も起つていないという事実を述べられたことがあります。

従つて、私はこの初め御質問申し上げた二重処分のこの運用で、運用がいわゆる処罰をすればいいのだ、点数をあげればいいのだ、違反をひつかまえて処罰すればいいのだというところでは、それだけでは私はそういう交通事故防止、あるいは違反の防止にはならないと思ふのです。もう少しやり何といひますか、指導をし導くという、そういう気持でもって運転手諸君に接していただく。いわゆるここに警官がおるぞと、ちゃんと立っていればいいと思ふのです。これで追つてひつかまえてなくつても、ちゃんと立ってい

ること自体によつて、しかも運転が誤まつていけば、そこでつかまえて、これはいかぬじやないかというところで、注意で済むと私は思ふのです。それを嚴重にこいつを取り締つて民事処分を適用するのだというところは、私はこの交通事故防止なりあるいは法規違反を防止する、ほんとうのその目的を達成する手段ではないと思ふ。

で、私がお伺いしているのは、そういう点について警視庁でどういうような方針でもって御指導をなすつていかうかというところをお伺いしたわけですが、この政府委員(山口喜雄君)これはお話をよく指導をしていく、私はやはりこれを基本にしてやつていきたい、かように考えます。まあときどき物陰から出てきて、白バイなんか取り締まるというお話もございましたが、われわれとしましてはもうこういう方法が一番いいとは思つておられません。しかしながら、まあやともしますと、まあ郊外の大きな道に出たりしますと、スピード違反が非常に起り勝ちなんです。それはまあ非常にそこに危険があるわけでありまして、そういうスピード違反の状況から見まして、あまり好ましいことではありませんが、やむを得ず絶えずスピード違反については注意をしていただくという意味で、そういう取締り方法も若干とつております。しかし私はこれが一番いい方法であり、またこれを非常に奨励していききたいというふうには必ずしも考へておりません。

○大倉精一君 これはやはりそういう事実のあることをお認めになり、そういう指導をとつておられるように思ふのですが、これは一つぜひやめてもらいたいと思ふ。これはかえつて運転手諸君が反感を持つて、これは百害あって一利なしだと思ふ。隠れておつて、そうしてひつつかますというふうなやり方はですね。この運転手のスピード違反なり、あるいは自動車事故というものは、ほかの事故と違ひまして、これは運転手諸君に言わせれば、自分が死ぬのだ。運転手は自分も死ぬのですから、これはもう精神訓話をやるよりも、運転手は自分自身がこわいのです。それをあえてスピード違反をやらなければならぬ、あえてそういう事故を起すというところは、そこにやはり何といひますか、根本的な原因がそこにひそんでおると思ふ。ですから、運転手に精神訓話をやつてみても、これは精神訓話を受ける以前のものであつて、運転手は自分が衝突すれば自分が死ぬんだ。お客だけ死ぬんだというわけではないのです。そういう精神訓話以前のものであり、取締り以前のものであると私は思ふのです。従つて、そういう物陰に隠れて、そうして違反をつかまえるというふうな方針は、あれは私は納得しかねる。他にもう少し、隠れておらずに、ちゃんと立つておつてそうして見ておる、いけなければ注意をする、そういう方法をおとりになつた方がいいのではないかと。私はこれを再び質問するんですけれども、今後ともこれはびしびしというふうな方法でおやりになつていくのか、あるいはそうではなくして、ほんとうに一つ指導を導いていくという方針でおやりになるのか、その辺の根本的な方針をもう一ぺんお伺いしたい。

○政府委員(山口喜雄君) 根本的には、先ほど申しましたように、指導といますか、処罰をすることによつてというよりも、指導によつて交通事故をなくしていくという方向へ参りたいと思ひます。

それからただいまの白バイの取締りのやり方につきましては、これはやはりスピード違反というものは、人が見ておろりがあるまいが、やつてはいけなないんだというよりは考えになつていかなければならない。そこに至るにはいろいろ方法もあらうと思ひます。私は、今言いました物陰から出てきて白バイで取り締まる方法が最上のものであるとは思ひません。さればといつて、現状におきましてこれを今直ちにやめるといふわけには、やはり事故防止の点から、ここで申し上げ切れない点が残つておると私は考えます。やむを得ずそういう方法をとつておるのであります。人——人といひますか、取締りの者がおろりがあるまいが、やはりきめられたスピードは守るという考えのところに着々と進み得ますように、これはやはり指導というよりな面を主としてやつていきたい、かように考えます。

○大倉精一君 それじゃ、一歩譲つて、白バイが物陰に隠れてつかまえることもやむを得ないと思ひまして、その場合に、スピード違反を物陰から出てきてつかまえた、罰金と、こりくるのか、今後気をつけなさいと言つて、名前を手帳に控える程度で帰すのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(山口喜雄君) 一がいには申し上げかねると思ひます。必ずしもそういう場合には全部罰金をとつてお

るものとも考へておりません。交通事故、交通違反の取締りの状況について大まかなことを申し上げますと、その結果について説諭をいひますか、口頭でいろいろと注意をいひ、行政処分あるいは処罰ということになしに済ましておる事例の方が、圧倒的にこれは多い、それが実情でございます。

○大倉精一君 参考のためにお伺いしますが、警察官はいわゆる事故といひますか、事故というのとは何かと思ひますが、事件の取扱ひ件数の多少というものは、その警察官の勤務成績に關係するんですか、しないんですか。

○政府委員(山口喜雄君) 別に件数が多いから成績がいいというふうには、私は考へておりません。その警察官の全般の行動を見て判断すべきものと思ひます。件数が非常に多いから非常に優秀であるとは、言ひ切れないと思ひます。少いから優秀でないといひに言ひ切れないと思ひます。いわゆる処罰や行政処分をした件数が少く、交通事故防止という見地から非常に努力している警察官も非常にあるということなのでございします。

○大倉精一君 最後に一言要望しておきたいんですが、大体今まで申し上げたことで尽きるんですが、要は、運転手のスピード違反あるいは交通事故というものが、内面的な根本的な原因が災ひをして、そういう問題が起ると私は思ふ。ですから、精神状態を調べろというさつきのお話もあつたのですが、これは家族というのか、出てくるときに夫婦けんかをしたり、あるいは借金に苦しんだり、こういうことがあれば、これは精神状態が悪いということが出てくるわけではございしますか

ら、そういう問題が、あなたの方のおやりになる二重処分というそういう処罰をおやりになるそのことが、かえって運転手の生活面に悪循環を及ぼしている。かような、みな運転者がスピード違反をしなければ水揚げが上らない、だから、従って無理にそういうことをやらなければならぬという悪循環が来ていると思ひますが、特に交通の取締りに対しましては、いわゆる今御答弁になったように、指導をして導いていく、あるいは補導をするというよりなそういう面に重点を置いて、そうしてそういう処罰というこれに重点を置いたような格好の取締りは改めてもらいたいと思ひます。これをまあ要望しておきます。

○岡田信次君 この前の国会で自動車損害賠償保障法ができたんですが、施行後まだ日が浅くて、その結果はわかりませんが、あれも、この前の法案の御説明のときには、事故防止の一助になるのだというお話があったんですが、あれが施行されてから事故との関係はどうなっているか。そういう方面をお調べになっておるかどうか。

○政府委員(山口喜雄君) 御承知のように、二月一ばいで登録しておりまして、三月からはつきり何します。従つて、どうも統計上の保険制度の実施によつて事故が減つたとかふえたとかいうことは、どうもまだはつきり申し上げかねます。ただ、今年は昨年に比べて事故が若干ふえておる。これはどういふ原因か、ほかにもう少し調べてみなければわかりません。そういう状況でございます。

○岡田信次君 まあ施行されてから非常に日が短かいので、統計的な数字は無理だと思ひますけれども、せつかくあつて法律ができたんですから、一つ事故との関係を今後十分御注意なさつていただきたい、これだけ要望しておきます。

○小酒井義男君 先ほどの質疑で大体はわかつたんですが、もう少し具体的に二、三の点でお尋ねしておきたいのですが、有馬さんもおっしゃつておつたように、事故の起つた結果を調査せられ、その結果、非常に労働条件が過酷であつて本人が疲れておつたというふうなことが、調べられた結果として出たことがあつたかどうか。そこまではお調べに今まではなつておらんかつたのかどうか。

○政府委員(山口喜雄君) ちよつと統計上、労務管理云々ということははつきり申し上げかねます。統計上の数字をもつては……しかし、運転者の精神上あるいは身体上の状況から見ますと、やはり酔つぱらつておつて事故を起したというの、居眠りをしておつて事故を起したというの、圧倒的に多いのです。問題は居眠りだと思ひますが、これは統計上私はいまだいかに資料を持っておりませんが、しかし過酷のために居眠りをして事故を起したという事例は、これは事例を拾えばあります。最近でもあつたと思ひます。統計上どういふことはちよつと申し上げかねます。

○小酒井義男君 そうした場合ですね、取締りをせらるる立場からですが、そういう事例があつたらそのまゝにしておられるのか、経営者に対してそういう点の是正をするようなことを直接おやりになるか、あるいはその他の運輸省なりどこかを通じてそういうことを指導するような手続をおやりになつておられるのか、そういう点はどうですか。

○政府委員(山口喜雄君) これは警察が直接経営者に対して、そういう労務管理上の問題についていろいろと申すことは、やはりこれは控えた方がいいのじゃないかと私は思つております。それはそれでやはり労働省、あるいは事業全般の監督をしておる運輸省というふうなところからお話になるのが筋だと思ひます。しかし、それは正面からのお話で、実際問題としては、警察の方でも事業経営者と、そういうことについて懇談的に話をする事例は、これはあると思ひます。ありますが、しかし事業経営自体については、私どもは何らの権限を持っておりません。これは従つて、事業全般の監督をしておられます方面、あるいは労働条件等について監督をしておられます方面に、私の方では意見を申し上げ、そういう労務管理上の過失等から事故の起らないようにしていただきたいということ、これは、これは絶えず申し上げております。

○小酒井義男君 それと、もう一つお聞きしますが、自治警でなく国警になつた現在ですが、二重処分が就業停止をするのに、全国的な何か基準というものがあつて、統一してやられておるかどうかということなんです。

○政府委員(山口喜雄君) 大体の基準につきましては、総理府令で定めてございまして、しかしこれも具体的な場合場合につきましては、そういうこまかいものまで定めては、さういふこと、それからもう一つは、受り消しとか、あるいは長期の運転免許の停止につき

ましては、公聴会を開かなければならぬというふうなことは、一応全国的基準は示しております。必ずしも全部そろつてゐるとは言ひ切れませんが、大体の基準で、たとえば六十日以上とか九十日以上の場合については公聴会を開く、そういう基準は出してあります。

○小酒井義男君 地方に行くと、事故が起る、人身事故なら人身事故です、ね、負傷が一週間とか二週間とか、その負傷の日数によつて、就業停止が画一的に定められるために、発生した原因で、どちらに責任があるのかといふふうなことが割合参酌されないので、就業停止をされておるといふ傾向があるのではないかと、このことを聞くことがあるのです。現在の状態で、そういうことはあり得ぬということ、か、そういう場合もやはりお認めになりますか。

○政府委員(山口喜雄君) これはやはり被害者の方にある程度過失が認められれば、そういう処分等についてこれはやはりしんしやくするのが当然だと私は考へております。

○委員長(左藤義詮君) ちよつと関連して。先ほどから疲労、さかのぼつて労務管理からの事故について、非常に有益な御質問があつたのですが、これに対して、いろいろの注意はするけれども、警察としては直接は監督はできない、事業全体を扱う運輸省、あるいは労務管理の労働省とすれば連絡をとつてゐるのだと。そういう連絡を受けた運輸省としては、今までどういふ措置をとつてゐるのか。

○政府委員(山内公敏君) 交通事故の防止につきましては、内閣に交通事故防止対策本部というものができておりまして、自動車に關係のあります各省が集まりまして、その対策をいろいろ協議をしてゐるわけでありまして、それで対策本部が非常に長期にわたつていろいろ検討をいたしたわけでありまして、まず法律的にどういふ方法をとつたらいいか、企業面の監督からどういふ方法をとつたらいいか、労働省の労働の監督の面からどういふ方法をとつたらいいかといふような、いろいろな検討をいたしてきつてあります。また現在でも密接な関連をもちまして、交通事故の防止につきまして研究をいたしてゐるわけでありまして、今回御提出したての改正も、この本部の會議におきまして十分検討をした上、こゝろいふものはやはり必要であるといふことで出しましたわけでございます。

ただいま委員長から御指摘がございましたように、運輸省といたしましては、企業の監督の面からも、交通事故がなくなるように努力いたしておるわけでございますが、今回の改正案の中におきまして、第三十条の中に、「事業用自動車の運行の管理」といふものを、非常に簡単にありますが、加えたことと、それから「指示すべき事項その他」の下に、「輸送の安全及び」を加えたといふことは、非常に簡単な改正になつておるわけでございますが、この面からいたしまして、運輸省で現在すでにとりつてあるわけでありまして、どういふふうに考へてゐるかと思ひますと、まず運輸省といたしましては、従業員が安全上順守すべき事項を定めまして、経営者に陸運局長に届けさせる

ということでございます。これによりまして、従業員の安全原則というものを各企業者に十分に考えた上で作らせるということをお考え願うわけでございます。

その次には、自動車の運行管理及び乗務員の指揮監督に関する事項を処理させましたために、それぞれの営業所ごとに運行管理者という責任者を選任指名いたしました。陸運局長に届けさせるということでございます。ただ単に会社の名義的な責任者でなくて、持っておられるその営業所につきま

して、その運行の管理者というものをきめて、運行の安全を期したいということをお考え願うわけでございます。

この運行の安全を期しますために、陸運局長は、重大事故等を引き起こしたときには、運行管理者がその責任を果し得ないわけでございますので、必要と認めましたときには、その指名の取り消しをするということも考えておるわけでございます。

それから経営者の責任といたしましては、運転勤務図というものを責任を持って作成させまして、当然のことでございますが、停留所の名称でありまして、状況、区間、その距離、路線の状況、運転時間、制限速度、平均速度、追い越し、行き違いの禁止区間、交通制限事項というようなものをはっきり定めまして、常々からそういう自分の運転する路線の状態というものをしっかりと把握させるように指導していただきたいというふうに考えておるわけでございます。

また先ほどからいろいろ過労のお話が出ましたが、勤務時間及び運転時間を定めるということに当りましては、

過労防止というものを特に注意してきめるように要望をいたしております。

また予備運転者というもののつきまわしては、これができるだけ配置するという方針をとらせますとともに、非常に現在長距離を走っておるバスがあるのでございまして、はなはだしきに至りましては、一日に百五十キロくらい観光バスは走る場合があるわけでございますが、その場合には必ず予備運転者を置かなければならないというよりな規定もいたしておるわけでございます。

それからこれも先般いろいろ御質問があった点でございますが、運転者につきましては、その運転者が運行いたしますところの路線及び事業区域の状況、そういうものについて、経営者に常々教育するようにならうという規定も設けてございまして、

その他いろいろ細かいこともやっております。これは経営者そのものにつきまして、われわれの方が要望をしておるわけでございます。昨今は非常に重大事故が多くて、われわれも憂慮いたしておるわけでございますが、特に昨今われわれが気をつけておりますのは、バスの転落によりまして大きな事故が多いわけでございます。その場合には、その高さが一メートルあるいは三メートルという低い所でありましても、非常にその下に水がありますときには、重大事故を起しやすという事例が、非常に多いわけでございます。例が、道路管理当局に対しては、物的施設の面から、そういうふうな所に特に危険防止のさくあるいは標柱を立てるといふようなことにつきましてお

願いをするように、陸運局長に指令をいたしております。また、またそれそれぞれの運行区間につきましては、運行者自身がよく知つておるわけでございまして、危険と思われる箇所につきましては、われわれの方にも連絡いたしまして、われわれの方から管理庁から管理庁へというふうな、そういう要請もするようにならうと思っております。さらに現在進めておるわけでございます。さらには監査をいたします場合に、おきまして、一応労働関係につきましては、われわれの方は直接の担当官庁ではありませんが、

先ほどからいろいろ御意見のありましたように、労働管理という面にまで立ち入らなければ、事故の絶滅は期せられないという点も、十分われわれが考えておるわけでございます。今後におきましては労働管理の面につきましても、事業監督の場合にあわせて十分調査いたしまして、企業経営の面と労働の面と、両面にわたりますので、できるだけ少人数で、あるいは十全とは申しかねるかもしれませんが、ございまして、その面におきまして実態を把握するようにならうと思っております。かように考えておる次第でございます。

○委員長(左藤義詮君) 先ほど街頭で酒の酔っぱらっている問題がございましたが、酔っぱらっているか酔っぱらっていないかという問題は、何か科学的に判断する方法があるのかどうか、あるいはそういうことに対する、何か現場の警官に十分な知識あるいは訓練を与えておられるかどうか。

○政府委員(山口喜雄君) これは最近やっております。そういうアルコールを、吐く息の中に含むアルコールの量

を検定する簡単な器具も警察で持っております。ときどき検査をいたしております。

○早川一君 ちよつと今にに関連して。その事故防止対策本部というのがございまして、関係各省がいろいろ法規面について、あるいは実施面について、御相談があつて、要綱がきまつたというのを聞いておりますが、まあおもに都市のハイヤー・タクシの問題であらうと思つていますが、その場合に、従来から非常にたとえば労働が過労であるとか、基準法が守られていないとかいうようなことがありましたが、今回の運輸省でやられることについては大体わかつておりますが、その他の方面の防止対策については何か特別な施設があつたのですか。たとえば労働関係の問題について、労働省が何か積極的な方針をきめたとかいうことはないのであつたらうか。

○政府委員(山内公敏君) この問題につきましても全面的に検討いたしましたわけでございます。まず最初は交通道徳の高揚といふこと、交通全般に対する精神訓練、ただいまやっております安全運動というふうなものから取り上げて、一般人の交通道徳の高揚をはからなければならぬというふうなことで、それに非常に大部でございまして、簡単に御説明できかねるわけでございますが、その中に特に取り上げられておりますのは、まず設備の整備改善を努めていこうじゃないかというふうなことも取り扱つておりますし、あるいはもう少し問題を広げまして、住宅政策あるいは都市計画というふうな問題においても、交通問題というものを十分に取り上げるように各方面に連絡をしようじゃないかというふうな点まで取り上げておるわけであり

ます。

具体的陸上交通につきましては、ただいま警察の方からお話がありましたような点につきましても、十分検討をいたしたわけでございます。そのほか交通関係の道路構造、通行、車両というふうなもの、面につきましても、従来どういふ方向にいかうというふうな点についても取り上げておるわけでございます。通産省関係といたしましては、車両があまり大型化になると、現在の日本の道路では小さい点があるというふうな点も取り上げられて検討いたしましたわけでございます。非常に大部でございますので、ちよつと簡単にこの席上で全貌をお話しするわけにいきませんが、実施に至つた面と将来やろうという面がございますが、いわゆる道路交通における事故の原因という点につきましても、一応網羅いたしまして、各省におきまして逐次それを実施に移していくという一応の成案は得たわけでありまして、今後解散してなくなつていくのか、今後まだ継続して……

○政府委員(山内公敏君) これはこれで終るものでないわけでございます。継続はしておるわけでございますが、最近一応一段落いたしましたので、常時開いているという状態ではありません。

○早川一君 なお最近、まあ大都市について、特に東京とか大阪とかいう所、ハイヤー、タクシの面に対して、車両の、使用車両の制限、つまり増車を一応ストップさせるといふような行政措置がとられていふように拝承

しているのですが、その事実はどうですか。

○政府委員(山内公猷君) 大体現在大都市におきましてタクシーの激におきましては、もちろん道路運送法によりましてその免許の適否が決められるわけでございます。その場合に一番重要なことは、需要と供給の関係でございます。それでいろいろ問題が起りましたように、運転手の過労というものは相当り収入という面から原因がある点も相当多いわけでありまして、その点におきましては、ある程度現在車両が過剰の状態ではないかというよりのが一般の考えでございます。そういう需要供給の面から、あまり昨今においてはそういう免許というものは行われておらない、こういう状態でございます。

この点につきましては、運輸省のみが判断をいたしておるわけではないのでありまして、御承知の通り、自動車運送協議会というように、使用者あるいは第三者の方々の、中立の方々の御意見も十分拝聴いたしまして、各陸運局におきましてその許可の根本の問題につきましても考慮しつつ、行政をやっておる次第であります。

○早川慎一君 流し田タクが非常に不秩序な運行をするために、通行人その他の車両が非常に迷惑をする。これはどうしても、一面において駐車場の位置を指定して、流し田タクを禁止したらいいじゃないか、もう少し広範囲にやったらどうかという意見があるようですが、その点についての警察の方面の御方針はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(山口喜雄君) これは施設との関係とにらみ合せ、できるだけそういうふうにはいたしたいと思っておりますが、これはやはり今の施設との関係がございまして、一挙にそこまでもっていくというわけには参らない、そういう状況であります。

○委員(左藤義詮君) 先ほどの事故防止対策本部でいろいろ御研究になった要綱を昨年お出しになつてゐるようですが、まだ私もいまだいてゐないように思ふのですが、一つ資料として御提出をお願いしたいと思います。

○小酒井義男君 もう一点、自動車局長にお尋ね申したいのですが、交通事故防止対策本部というものは、関係の役所で連絡機関としてそういうものをお作りになつたんですが、最近の傾向としては、政府はだんだんいろいろな委員会、審議会というふうなものに対して民間代表というふうなものを入れていくという傾向はどうかと思ふので、たいという気持があるかも知れないのですが、これを交通事故に対する関係からいへば医師の代表の人が入るか、あるいは自動車の運転手あるいは乗客というふうなものを入れたところの審議会というふうなものを作つて、そういうところで各層の意見を十分取り入れたところの防止策というものを答申をして、それを行政面に取り入れていくというふうな、そういうことを運輸省で今までに考えられたことがなかったかどうか、そういうことは考えられぬかどうか、局長、どうですか。

○政府委員(山内公猷君) 御承知の通り、運輸省の一番大きな行政のバック・ボーンといたしましては、安全という面が常に取り上げられてゐるわけでありまして、機構改正のような場合には安全局というものを作つたらどうかというふうな案すらあるような状態でございます。まして、われわれはいたしましては、この面におきましても何かさらに、昨今の情勢におきましては、一歩進んだ措置を考えなければいけないのではないかと、いふふうにも考えておるわけでありまして、ただいまの先生の御意見、非常に有益な御意見でございます。将来ともそういう点につきましても研究させていただきたいと思ひます。

○小酒井義男君 御答弁があつたので私非常にありがたいと思つておるのですが、やはり実際の効果を上げていくという意味においては、当事者も加えて、そういう意見の結論を出していくということが非常にいいと思ふのです。そういう点一つ、今お話があつたように、運輸省として十分御研究が願ひたい。できれば、こういうものを一つ作られる方がいいのじゃないかと思ひます。

○委員(左藤義詮君) 次に、倉庫業法案を議題といたします。政府委員より概要の説明を願ひます。

○政府委員(天竺良吉君) 今回提案されましたこの倉庫業法案につきましては、一応逐条的にその概要を御説明申し上げます。

第一条は、この法律の目的を定めたものでございまして、倉庫業の適正な運営と倉庫証券の円滑な流通を確保することを、この法律の目的といたしたものであります。

第二条は、この法律の用語の意味を明らかにいたしますために、倉庫、倉庫業及び倉庫証券につきましても定義をいたしたものでございまして、

第三条は、倉庫業の公益性にかんがみまして、その営業につきましても運輸大臣の許可を受けることを要することとしたものであります。

第四条は、営業の許可の申請手続を定めたものでありまして、また第五条は、運輸大臣がこの許可をいたします場合の基準を定めたものであります。

第六条から第九条までの規定は、倉庫業者の営業に関する料金及び倉庫寄託約款についての運輸大臣に対する届出義務、大臣の変更命令権等、所要の規定を設けたものであります。

第十条は、倉庫業者が特定の利用者に對しまして不当な差別的取扱ひをいたしますことを禁止したものであります。

第十一条及び第十二条は、営業に使用する倉庫につきましても規定をいたしたものでありまして、倉庫業者がその位置や構造、設備または保管物品の種類を変更しようとするときは運輸大臣の認可を要するものといたします。とともに、その倉庫の構造及び設備を一定の基準に適合するよう維持する義務を課して、その基準に適合しない場合には運輸大臣においてその修理、改造等の命令をすることができるといたしたものであります。

第十四条は、倉庫業者が倉庫証券を発行する場合は、従来通り、その受寄物を火災保険に付する義務を課したものであります。

第十五条及び第十六条は、倉庫業者間の集荷に関する協定につきましても、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外いたしますための規定であります。

第十七条から第十九条までの規定は、倉庫業者について営業の譲渡、法人の合併及び相続が行われた場合に於ける営業及び証券の許可に基づく合法上の地位の承継につきましても、所定の規定をいたしたものであります。

第二十条は、倉庫業者の営業の廃止につきましても届出義務を課したものであります。

第二十一条及び第二十二条は、倉庫業者に対する監督処分等の規定でありまして、運輸大臣は一定の場合には、営業の停止もしくはその許可の取り消し、または倉庫証券の発行の停止もしくはその許可の取り消しをすることができるといたしたものであります。

第二十三条から第二十七条までの規定は、この法律の罰則とも申すべき規定でありまして、許可または認可に付する条件、被処分者に対する聴聞、被処分者の訴願、運輸大臣の権限の委任、運輸大臣の報告、聴取権及び立入検査権につきましても、必要な規定を設けたものであります。

本日は、これにて散会いたします。  
午後三時二十一分散会

次に附則がありますが、附則第一条は、この法律の施行期日を定めたものでありまして、この法律は公布の日から六カ月を経過した日から施行することとしたしております。

附則第二条は、この法律の施行に伴い、現行倉庫法を廃止するための規定であります。

附則第三条から第五条までの規定は、現行倉庫法の廃止に伴う経過措置でありまして、第三条は、既存業者について二カ年間は、この法律による許可を受けなくても引き続き倉庫業を営むことができることとしたし、同時に、倉庫の構造、設備につきましても、その基準を若干緩和したものであり、第四条は、現行法によつていたしました処分や手続に関する経過措置、第五条は、罰則に関する経過措置を定めたものであります。

附則第六条は、冷蔵倉庫業のように特殊の保管方法を用いて営む倉庫業につきましては、その業態の特殊事情にかんがみまして、当分の間営業の許可を要しないものとするほか、所要の特例を設けた次第であります。

附則第七条から第十一条までの規定は、倉庫証券を発行する場合に現行倉庫法の一部を準用することとしたしております水産業協同組合法、中小企業等協同組合法及び森林法の一部を改正するための所要の規定であります。

以上がこの法律案の概要の説明でございます。

○委員長(左藤義詮君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(左藤義詮君) 速記を始め

昭和三十一年四月十八日印刷

昭和三十一年四月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局